

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）説明会

日 時 令和８年９月３０日（水）

１４：００～１５：００

開催方法 WEB（Microsoft Teams）開催

１ 開 会

２ 挨 拶

３ 議 題

（１）事業内容について

（２）電子申請方法について

４ 閉 会

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業 (農林水産業者)のご案内

第1期

申請受付期間：令和8年9月30日(水)～令和8年11月13日(金)

※第2期は12月上旬頃受付開始予定です。



石油等由来製品

🔊 交付対象

石油等由来製品（石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの）

👤 交付単価

仕入れた製品ごとに次の式により算定した額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{令和8年3月以降の} \\ \text{仕入品単価（税抜）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和8年2月末時点の} \\ \text{仕入品単価（税抜）} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2$$

石油等由来製品の代替品

🔊 交付対象

石油等由来製品の代替品（石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの）

👤 交付単価

仕入れた製品ごとに次の式により算定した額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{令和8年3月以降の} \\ \text{代替品の仕入品単価} \\ \text{（税抜）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和8年2月末時点の} \\ \text{代替前製品の仕入品単価} \\ \text{（税抜）} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2$$

補助金の額

交付単価

×

仕入数量

上限 **50万円**

下限 **10万円**

交付対象者

埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人

※詳細な対象要件はホームページをご覧ください。

申請期間

第1期 申請受付期間：令和8年9月30日（水）～令和8年11月13日（金）

※第2期は12月上旬頃受付開始予定です。

申請方法

特設サイトからオンラインで申請してください。

※令和8年11月13日（金）23:59まで



特設サイト（補助事業の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。）
<https://shirekakakukoutou-norinsuisangyo.pref.saitama.lg.jp>



申請に必要な書類

提出書類	石油等由来製品	石油等由来製品の代替品
交付申請書兼請求書（様式第1号） ※電子申請フォームから必要事項の入力をお願いします。	必須	必須
中東情勢に伴う仕入れ価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金に係る対象製品仕入量等集計表（様式第2号） ※電子申請フォームから必要事項の入力をお願いします。	必須	必須
石油等由来製品等の仕入実績が分かるもの 石油等由来製品について申請する場合 ・令和8年3月以降の仕入額が分かる資料（単価が明示されているものに限る） ・令和8年2月末時点の価格及び仕入量が分かる資料 ※令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする 石油等由来製品の代替品について申請する場合 ・令和8年3月以降の仕入額が分かる資料（単価が明示されているものに限る） ・令和8年2月末時点の代替前製品の価格・仕入量が分かる資料 ※令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする	必須	必須
暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号） ※電子申請フォームから必要事項の入力をお願い致します。	必須	必須
本補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）	必須	必須

※その他、知事が必要と認める書類の提出を求めています。

お問合せ先

中東情勢に伴う仕入れ価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）
コールセンター

TEL 050-1746-2634 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コバトン」



中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業 (農林水産業者) 申請要領

【申請受付期間】

第1回

令和8年9月30日(水)～令和8年11月13日(金)

第2回

令和8年12月7日(月)から令和9年1月15日(金)

※ 申請方法は電子申請となります。窓口での申請はできません。

※ 申請受付期間を過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

【問い合わせ先】

令和8年9月29日(火)～令和9年2月26日(金)まで

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業(農林水産業者)

コールセンター

050-1746-2634

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。

埼玉県農林部生産振興課



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

目 次

I	交付対象者	2
II	事業内容	2
1	交付対象	2
2	補助金の額等	2
III	申請手続等	3
1	申請受付期間	3
2	申請方法	3
3	申請書類	4
4	申請の支援	5
5	申請書類の審査及び補正	5
6	交付の決定	5
7	その他	5
8	申請手続に関する問い合わせ先	6

I 交付対象者

交付対象者は、次のア～エまでの要件を全て満たす農林水産業者です。

チェック	交付要件
☐	ア 埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人であること。
☐	イ 申請日時点において、埼玉県内で農林水産業を経営しており、引き続き埼玉県内で経営を継続する意思を有すること。
☐	ウ 農林水産業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
☐	エ 実質的に経営に関与する者等に、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2第2号に規定する暴力団員等を含まないこと。

II 事業内容

1 交付対象

交付対象は、次のとおりです。

(1) 石油等由来製品 ＊1

石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの

(2) 石油等由来製品の代替品 ＊2

石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの

＊1 農林水産業の経営に供する資材のうち石油や天然ガスなどの化石資源を原料として製造された製品

＊2 農林水産業の経営に供する資材のうち石油等由来製品に代わり使用でき、同等の機能を有する製品

2 補助金の額等

令和8年3月以降に仕入れた石油等由来製品、石油等由来製品の代替品の費用をもとに、下記の補助金額算定の考え方に基づいて算出します。

算出した補助金申請額の合計が50万円を超える場合には、補助金額は50万円となります。また、算出した補助金申請額の合計が10万円に満たない場合は、交付対象となりません。

(補助金額算定の考え方)

交付対象	交付単価	補助金の額	補助上限額・下限額
石油等由来製品 (石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入れた製品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の仕入品単価(税抜) * 1	交付単価に仕入数量を乗じた額 * 3	上限額 50万円 下限額 10万円
石油等由来製品の代替品 (石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の代替品の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の代替前製品の仕入品単価(税抜) * 2		

* 1 石油等由来製品について、令和8年2月末時点で同一製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 2 石油等由来製品の代替品について、令和8年2月末時点で代替前製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 3 千円未満は切り捨てとする。

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

※いずれも予算の範囲内で交付する。

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

第1回：令和8年9月30日（水）から令和8年11月13日（金）まで

第2回：令和8年12月7日（月）から令和9年1月15日（金）まで

2 申請方法

以下のホームページの電子申請フォームから申請してください。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）

検索

<https://shiirekakakukoutou-norinsuisangyo.pref.saitama.lg.jp>

※締切日の23時59分までに電子申請を完了してください。

【推奨ブラウザ】

申請時の各 OS に対する推奨ブラウザは以下のとおりです。

推奨以外のブラウザを使用した場合、正しく表示されない場合があります。

PC

- ・Windows 版 Google Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge の最新版
- ・Mac 版 Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox の最新版

スマートフォン

Android 又は iOS の標準搭載ブラウザの最新版（日本語版）

機種によって、画面表示が崩れたり、文字が切れる可能性があります。

【注意】添付ファイルの容量

- 「交付申請兼請求」の電子申請における各項目に添付するファイルの容量の上限は 9.4MB です。

上限を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）コールセンター

電話番号 050-1746-2634

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。

3 申請書類

下表の申請書類を電子申請フォームから提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

＜注意事項＞

必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

	チェック	申請書類
1		交付申請書兼請求書（様式第1号）
2		中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金に係る対象製品仕入量等集計表（様式第2号）
3		暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）

4	石油等由来製品等の仕入実績がわかるもの ※石油等由来製品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の価格及び仕入量（石油等由来製品の代替品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の代替前製品の価格及び仕入量）が証明できるもの。なお、令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする。
5	本補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

4 申請の支援

申請に当たっては、県から委託を受けた申請を支援する団体のサポートを受けることができます。

希望する方は、電子申請の手続き、石油等由来製品等の仕入実績、価格が分かる資料の提供等について申請を支援する団体に相談してください。

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

不備がある場合はメール又は電話でお知らせします。必要に応じて、電子申請フォームから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

6 交付の決定

(1) 交付の決定

「交付申請書兼請求書」等の内容が適正と認められ、本補助金を交付する旨を決定したときは、後日、「交付決定・確定通知書（様式第4号）」をシステム上で交付又は郵送し、本補助金を指定口座に振り込みます。

(2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本補助金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

7 その他

(1) 状況報告及び是正措置

本補助金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告の請求を行うことがあります。また、検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本補助金の交付が不適当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に

交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還していただきます。返還に当たっては当該補助金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

8 申請手続きに関する問い合わせ先

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）コールセンター

電話番号 050-1746-2634

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 3 日 決裁

第 1 条 県は、中東情勢の影響による石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足に直面する農林水産業者に対して、石油等由来製品の仕入価格上昇分及びその代替品に対する仕入価格差の一部を支援することを目的に、予算の範囲内において、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金（以下「本補助金」という。）を交付する。

2 本補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「石油等由来製品」とは、農林水産業の経営に供する資材のうち石油や天然ガスなどの化石資源を原料として製造された製品をいう。

2 この要綱において、「石油等由来製品の代替品」とは、農林水産業の経営に供する資材のうち石油等由来製品に代わり使用でき、同等の機能を有する製品をいう。

（交付対象者）

第 3 条 交付対象者は、埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人で、申請日時点において、県内で経営しており、引き続き県内で経営を継続する意思を有する者とし、農林水産業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付対象者としない。

（交付対象）

第 4 条 交付対象は、次のとおりとする。

一 石油等由来製品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの

二 石油等由来製品の代替品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの

（補助額及び補助上限額・下限額）

第 5 条 補助額及び補助上限額・下限額は、別表 1 のとおりとする。

なお、国や市町村の同様の制度（補助金等）を併用し、その額が価格高騰分総額の 2 分の 1 以下である場合は、減じた額を補助額の上限とする。

（交付の申請等）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書は、本補助金交付決定通知後、規則第 13 条の規定による報

告書を兼ねるものとする。

- 3 第1項の申請書兼請求書の請求書は、本補助金の額の確定通知後、効力を発するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号の書類は省略するものとする。

- 2 規則第4条第2項第5号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 石油等由来製品等の仕入実績がわかるもの

石油等由来製品にあつては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の価格及び仕入量（石油等由来製品の代替品にあつては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の代替前製品の価格及び仕入量）が証明できるもの。
なお、令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする。

- 二 中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金に係る対象製品仕入量等集計表（様式第2号）

- 三 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）

- 四 その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第8条 交付申請書兼請求書（様式第1号）に基づく申請に対する規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の確定通知は交付決定・確定通知書（様式第4号）のとおりとする。

- 2 知事は、本補助金を交付しないことを決定した場合は、不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(本補助金の支払い)

第9条 本補助金の支払いは、精算払いによるものとし、第8条第1項の額の確定通知後、第6条第3項による請求に基づき行う。

(状況報告及び是正措置等)

第10条 知事は、本補助金の交付に関して必要な場合は、申請者又は本補助金の交付決定を受けた者に対して事業所等の検査又は報告の請求を行うことができる。

- 2 知事は、前項の検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義がある場合は、必要な是正措置を求めることができる。

(重複受給の禁止)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付対象期間における石油等由来製品の仕入れ価格上昇分及びその代替品に対する仕入れ価格差に対する支援に関して、この要綱で定める補助金以外の一切の補助金等を県から受給してはならない。

(決定の取消し等)

第12条 知事は、交付決定後に申請者が交付対象でない事実や不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、本補助金の支払後においても適用があるものとする。

- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類整備等)

- 第13条 交付対象者は、本補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。
- 2 交付対象者は、前項の帳簿その他の書類を本補助金の受領が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月3日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

交付対象	交付単価	補助金の額	補助上限額・下限額
石油等由来製品 （石油等由来製品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの）	仕入れた製品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和 8 年 3 月以降の仕入品単価（税抜） b: 令和 8 年 2 月末時点の仕入品単価（税抜） * 1	交付単価に仕入数量を乗じた額 * 3	上限額 50 万円 下限額 10 万円
石油等由来製品の代替品 （石油等由来製品の代替品であって、令和 8 年 3 月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年 2 月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が 50% 以上であることが確認できるもの）	仕入品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和 8 年 3 月以降の代替品の仕入品単価（税抜） b: 令和 8 年 2 月末時点の代替前製品の仕入品単価（税抜） * 2		

* 1 石油等由来製品について、令和 8 年 2 月末時点で同一製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 2 石油等由来製品の代替品について、令和 8 年 2 月末時点で代替前製品の仕入実績がない場合にあつては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 3 千円未満は切り捨てとする。

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

※いずれも予算の範囲内で交付する。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付申請書兼請求書

（あて先）

埼玉県知事

申請日 令和 年 月 日

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、必要な書類を添えて申請します。あわせて、交付が決定し、補助金額が確定した場合は、以下の口座への振込を請求します。

なお、申請に当たり、裏面の内容について誓約します。

記

1. 申請者

法人番号（法人のみ）										
フリガナ										
氏名または法人名										
住所または法人所在地	〒		—							
（法人の場合） 県内の主たる事業所所在地	〒		—							
（法人の場合） 代表者役職・氏名	役職					フリガナ 氏名				
（法人の場合） 代表者自宅住所	〒		—							
生年月日 （法人の場合は 代表者のもの）	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成					年	月	日		
主な経営内容	☐ 農業 ☐ 畜産業 ☐ 林業 ☐ 水産業									
郵便物の希望送付先住所	所在地と同じ・代表者自宅住所と同じ（いずれかに○をつけてください）									
	〒		（それ以外の場合） —							
担当者名・電話番号	担当者名					電話番号	— —			
担当者メールアドレス										

2. 振込先口座

金融機関名称						☐ 銀行 ☐ 農協 ☐ 金庫 ☐ 組合				
支店名称						☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所				
金融機関コード			支店コード							
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号							
口座名義(か)										

3. 申請額・請求額

申請区分に チェック	区分	金額（円）
☐	石油等由来製品	円
☐	石油等由来製品の代替品	円
合計		円
市町村等支援金		円
補助金申請額・請求額		円

※金額は様式第2号の補助金申請額から転記ください。

4. 確認事項（チェックしてください）

☐	3. 申請額・請求額の対象となる製品については、本補助金以外の一切の補助金等を県から受給していません。
--------------------------	---

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の申請に関する誓約

1. 申請要件の全てを満たしています。また、申請及び提出の内容に虚偽や不正はありません。
2. 補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 関係書類の提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
4. 申請日時点で倒産・廃業しておらず、申請後も事業継続の意思があります。
5. 申請日以降、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。
6. 本補助金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由として、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。
7. 提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳などを5年間保存します。
8. この誓約に反していることが判明した場合は、補助金申請の取下げ、補助金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、私が一切の責任を負うものとします。

事業者名

1 石油等由来製品

番号	補助対象製品の利用分野			令和8年2月末時点の仕入実績 【値上げ前】			令和8年3月以降の仕入実績 【値上げ後】			仕入単価の差額(円) (税抜)	交付単価(円) (税抜)	数量×交付単価 (税抜)	備考
	作目	品目	用途	品名	単価 (円) (税抜)	数量	品名	単価 (円) (税抜)	数量				
	例 主穀、野菜	例 米、ねぎ	例 包装資材、生産資材		b			a	c	d (a-b)	e (d/2)	f (c×e)	
①													
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
⑬													
⑭													
⑮													
										小計			

2 石油等由来製品の代替品

番号	補助対象製品の利用分野			令和8年2月末時点の代替前製品の仕入実績 【値上げ前】			令和8年3月以降の仕入実績 【値上げ後】			仕入単価の差額(円) (税抜)	交付単価(円) (税抜)	数量×交付単価 (税抜)	備考
	作目	品目	用途	品名	単価 (円) (税抜)	数量	品名	単価 (円) (税抜)	数量				
	例 主穀、野菜	例 米、ねぎ	例 包装資材、生産資材		b			a	c	d (a-b)	e (d/2)	f (c×e)	
①													
②													
③													
④													
⑤													
⑥													
⑦													
⑧													
⑨													
⑩													
⑪													
⑫													
⑬													
⑭													
⑮													
										小計			

3 補助金申請額

区分	金額 (円)	備考欄
石油等由来製品		
石油等由来製品の代替品		
合計		
市町村等支援金		
補助金申請額		

- (注1) 作目について、「その他」を選択した場合には、備考欄に具体的な作目名を記入してください。
- (注2) 金額は、税抜価格を記入してください。
- (注3) 行が不足する場合は適宜追加してください。
- (注4) 石油等由来製品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の価格及び仕入量（石油等由来製品の代替品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月時点の代替前製品の価格及び仕入量）が証明できる資料を添付してください。
- (注5) 石油等由来製品について、令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付できる場合については、「令和8年2月時点の仕入実績【値上げ前】」の数量欄に「－」を記入し、備考欄に「令和8年2月末時点の販売価格を添付」と記入してください。
- (注6) 石油等由来製品の代替品について、令和8年2月末時点で代替前製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の代替前製品の販売価格を示せる資料を添付できる場合については、「令和8年2月末時点の代替前製品の仕入実績【値上げ前】」の数量欄に「－」を記入し、備考欄に「令和8年2月末時点の販売価格を添付」と記入してください。
- (注7) 金額の桁数は小数点第一位までとし、計算にあたっては小数点第二位以下切捨てとしてください。
- (注8) 計算の結果導かれる補助金申請額は、千円未満を切り捨ててください。
- (注9) 市町村等支援金の該当がある場合には、備考欄に具体的な支援金名称を記入してください。
- (注10) 補助金申請額の上限額は50万円であるため、50万円を上回った場合は50万円としてください。また、補助金申請額が10万円に満たない場合は、交付対象となりません。

様式第3号（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助金の交付対象期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第4号（第8条第1項関係）

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金
交付決定・確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金について、下記のとおり、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金交付要綱第8条の規定により、交付するとともに、同条の規定により、補助金の額を確定します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付確定額 金 円

3 交付方法
申請書記載の口座への口座振替

4 留意事項

交付決定後に虚偽の申請又は中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金の交付後の場合は返還を求めます。

様式第5号（第8条第2項関係）

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金
不交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあった中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金について、審査の結果、下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

補助金申請額の計算例

例	製品	令和8年2月末時点の 販売単価(円)	令和8年3月以降の仕入実績		価格上昇率(%)	単価の差額(円)	交付単価(円)	数量×交付単価(円)	市町村等 支援金(円)	補助金申請額(円)	交付対象となるか	
			単価(円)	数量							可否	備考
		b	a	c	$(a-b)/b \times 100$	d (a-b)	e (d/2)	f (c \times e)	g	(f-g)		
例①	マルチ	2,000	2,500	500	25	-	-	-	-	-	×	価格上昇率が50%に満たないため
例②	マルチ	2,000	5,000	500	150	3,000	1,500	750,000	-	500,000	○	上限額は50万円のため
例③	防曇袋	500	1,000	100	100	500	250	25,000	-	-	単品では×	下限額の10万円を下回るため
例④	防曇袋	500	1,000	500	100	500	250	125,000	-	125,000	○	
例⑤	防曇袋	500	1,000	500	100	500	250	125,000	20,000	105,000	○	市町村等支援金を控除

中東情勢に伴う 仕入価格高騰緊急支援事業 (農林水産業者)

(2026年9月29日時点)

電子申請マニュアル

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業(農林水産業者)事務局

1. 申請者登録	P. 3～5
2. パスワード登録	P. 6～7
3. ログイン	P. 8
4. 申請者情報の確認(STEP1)	P.9～13
5. 添付ファイル保存(STEP2)	P.14
6. 対象製品仕入量入力(STEP3)	P.15～19
7. 誓約事項確認(STEP4)	P.20～22
8. 申請完了(STEP5)	P.23

申請フォーム入力画面の**保存時間は60分**となっております。
予め資料等ご用意のうえご申請ください。

1. 申請者登録

■初めて申請する方は、「メールアドレスの登録」ボタンをクリックしてください。

埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）

電子申請システムの申請方法について

マイページ

本事業の受付審査業務は埼玉県の委託により株式会社エイチ・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社が提供します。
[埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）について](#)

本ページはマイページのログイン画面です。

はじめての方は、メールアドレスの登録を行ってください。

申請や審査状況・申請内容の確認をする場合は、メールアドレス、パスワードを入力の上、マイページへログインしてください。

初めて申請する方	利用者情報を登録済みの方
① メールアドレスの登録 >	メールアドレス (ID) パスワード パスワードを忘れた方はこちら ログイン >

①「メールアドレスの登録」ボタンをクリックする。

1. 申請者登録

- メールアドレスの入力・登録をしてください。
「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

利用者の新規登録

本事業の受付窓口業務は埼玉県のご託により株式会社エイチ・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社が提供します。
[埼玉県の実験型に併う仕入価格高価格型で運営事業（森林水産事業）について](#)

メールアドレスの登録

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただく利用者IDとなります。
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスにパスワード登録用のURLを記載したメールを送信します。
迷惑メール対策設定をしている場合は、メールが届かない場合があります。
お手数ですが、「@jimukyoku-public.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。

The screenshot shows the 'メールアドレス' (Email Address) registration form. A red box labeled '②' highlights the input fields where the email 'saitama-mihon@abc-defg' is entered twice for confirmation. Another red box labeled '③' highlights the green '次へ進む' (Next) button. A red arrow points from the '②' box to the instruction '②メールアドレスを入力する。' (Enter email address). Another red arrow points from the '③' box to the instruction '③「次へ進む」ボタンをクリックする。' (Click the 'Next' button).

②メールアドレスを入力する。

③「次へ進む」ボタンをクリックする。

This screenshot shows the same registration form, but with an error message at the bottom: 'このメールアドレスは既に登録済です。' (This email address is already registered). A red box highlights this message, and a red arrow points from it to the explanatory text on the right.

※メールアドレスが登録済みの場合はエラーが出ます。
過去に登録をされていないかご確認いただくか、登録の覚えがない場合には事務局にご確認をお願いいたします。

1. 申請者登録

■入力したメールアドレスを確認し、「登録する」ボタンをクリックしてください。

利用者の新規登録

本事業の受付運営業務は埼玉県より株式会社エイチ・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社が提供します。
[埼玉県中広域新に往う仕入価格協定型会費事業（森林水産業費）について](#)

メールアドレスの登録

入力した内容を確認の上、「登録する」ボタンを押してください。

メールアドレス

④入力したメールアドレスに誤りがないか再度確認し、「登録する」ボタンをクリックする。

2. パスワード登録

■登録したメールアドレス宛に『メールアドレス登録完了通知』が届きますので、メールに記載されたURLをクリックしてください。

メールアドレス登録完了通知

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業事務局 saitama-shiirekakakuko...@jimukyoku-public.jp n01.smp.ne.jp 経由
To 自分 ▼

メールアドレス登録完了通知

メールアドレス登録が完了いたしました。

下記URLからパスワードの登録をしてください。

①

事業者様ごと固有URLが送付されます。

※URLの有効期限は15分です。

有効期限が切れた場合は、ログインページ内の「パスワードを忘れた方はこちら」から再度手続きを行なってください。

※本メールは送信専用メールですので、返信はできません。

※本メールに心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性がありますので、事務局まで連絡してください。

<問合せ先>

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（農林水産）コールセンター

【問い合わせ電話番号】050-1746-2634

【受付時間】9:00～17:00（土日祝を除く）

①受信したメールに記載されたURLをクリックする。

2. パスワード登録

■ご自身で設定したパスワードを入力し、「登録する」ボタンをクリックしてください。

埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）

電子申請システムの申請方法について

利用者パスワード

本事業の受付窓口業務は埼玉県の委託により株式会社エイト・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社が提供します。
[埼玉県の実情に応じた仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）について](#)

パスワードの登録

パスワードを入力して、「登録する」ボタンをクリックしてください。

パスワードは、下記の文字の種類すべて（半角英字は大・小文字関係なく1種として扱う）を使用し、登録したメールアドレスを含まない、半角8文字以上16文字以内で入力してください。

1) 英字 2) 数字 3) 記号

パスワード

②

設定したパスワードが表示されます

▼ 確認用に再度入力してください

.....

③

登録する

②設定したパスワードを入力する。

③「登録する」ボタンをクリックする。

④

パスワードの登録完了

パスワードの登録が完了しました。
マイページのログイン画面に登録済みのメールアドレス・パスワードを入力して、申請に進んでください。

④上記の表示が出たら、登録完了です。マイページにログインし、申請に進んでください。

3. ログイン

- マイページから申請者情報登録を行います。
登録したメールアドレス・パスワードを入力してください。

マイページ

本事業の受付窓口業務は埼玉県委託により株式会社エイチ・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社提供します。
[埼玉県の実験型に併う仕入価格適正型食料支援事業「食料生産事業」について](#)

本ページはのマイページログイン画面です。

はじめの方へは、メールアドレスの登録を行ってください。

申請や審査状況・申請内容の確認をする場合は、メールアドレス、パスワードを入力の上、マイページへログインしてください。

初めて申請する方	利用者情報を登録済みの方
メールアドレスの登録 >	メールアドレス (ID) パスワード パスワードを忘れた方はこちら ログイン >

①登録したメールアドレス・パスワードを入力する。

②「ログイン」ボタンをクリックする。

4. 申請者情報の確認(STEP1)

■「申請フォーム」のページに切り替わりましたら、案内に従い入力してください。

埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）

電子申請システムの申請方法について

申請者情報登録フォーム

本事業の受付窓口業務は埼玉県の後援により株式会社エイ・アイ・エスが運営しております。
本サービスは埼玉県とのサービス利用契約に基づき、スパイラル株式会社が開発しています。

[埼玉県の後援助成に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）について](#)

申請者情報の入力

申請者情報を入力の上「次へ進む」ボタンを押してください。

申請者情報

事業者区分 **必須**

- ☐ 法人
- ☐ 個人事業主

③

事業者区分で法人を選択すると
「法人番号」を入力する箇所が出てきます。

法人番号 **必須**

※半角数字13桁で入力してください。

④※法人の場合のみ

氏名または法人名 **必須**

※個人事業主の場合は、代表者氏名を入力してください。

フリガナ

⑥

※全角カタカナで入力してください。

③事業者区分の選択

法人の場合は「法人」
個人事業主の場合は「個人事業主」
を選択してください。

④法人番号を入力

※事業者区分が**法人の場合のみ**
半角数字13桁の法人番号を入力し
てください。

⑤氏名または法人名 及び⑥カナ

法人の場合は法人名
個人事業主の場合は代表者氏名を
入力してください。

カナは全角でのご入力をお願いいた
します。

4. 申請者情報の確認(STEP1)

住所または法人所在地 **必須**

⑦

※個人事業主の場合は、代表者の住所を入力してください。

▼ 郵便番号

 -

▼ 住所

県内の主たる事業所所在地について **必須**

⑧

※法人の場合のみ

- ☐ 住所または法人所在地と同じ
☐ 住所または法人所在地と異なる

県内の主たる事業所所在地 **必須**

▼ 郵便番号

 -

⑨

※⑧で住所または所在地と異なるを選択した場合のみ

▼ 住所

⑦住所または法人所在地

※申請区分で法人を選択した場合は法人住所(履歴事項全部証明書と同じ住所)また、建物名も登記上の住所で登録されている場合、忘れず入力してください。個人事業主の場合は住民票に登録している(お住まい)の埼玉県内の住所をご入力ください。

※郵便番号を入力すると、「都道府県名・市区町村名・町域名」は自動入力されます。

⑧埼玉県内の主たる事業所所在地

※事業者区分が法人の場合のみ

⑦で入力いただいた住所と同じであれば「住所または法人所在地と同じ」を選択ください。

⑦と同じでない・法人住所が埼玉県外の場合、「住所または法人所在地と異なる」を選択し、⑨に入力をお願いいたします。

⑨県内の主たる事業所所在地

※⑧で住所または法人所在地と異なるを選択した場合のみ
埼玉県内の事業所住所を入力ください。

4. 申請者情報の確認(STEP1)

代表者 役職 必須

⑩※法人の場合のみ

代表者 氏名 必須

⑪※法人の場合のみ

▼ フリガナ

※全角カタカナで入力してください。

代表者 自宅住所 必須

⑫※法人の場合のみ

▼ 郵便番号

 -

半角数字7桁で入力してください。

▼ 住所

代表者 生年月日 必須

⑬

元号 年 月 日

主な経営内容 必須

⑭

※複数選択可

- ☐ 農業
☐ 畜産業
☐ 林業
☐ 水産業

郵便物の希望送付先住所について 必須

⑮

- ☐ 所在地と同じ
☐ 県内の主たる事業所所在地と同じ
☐ それ以外の場合

郵便物の希望送付先住所 必須

▼ 郵便番号

 -

▼ 住所

⑯※⑮で「それ以外の場合」を選択した場合のみ

⑩代表者役職

※事業者区分が**法人の場合のみ**役職を入力する。
※代表者の役職を入力してください。

⑪代表者氏名/カナ

※事業者区分が**法人の場合のみ**氏名を入力する。
※代表者の氏名を漢字、カタカナで入力してください。

⑫代表者自宅住所

※事業者区分が**法人の場合のみ**住所を入力する。
住民票に登録している住所をご入力ください。
※郵便番号を入力すると、「都道府県名・市区町村名・町域名」は自動入力されます。正しく入力されているか確認してください。

⑬代表者生年月日

生年月日を入力する。
※代表者の生年月日を和暦で入力してください。

⑭主な経営内容

農業/畜産業/林業/水産業の中で経営されている内容全てにチェック
※2つ以上経営されている場合でも1回にまとめて申請していただく必要があります。

⑮郵便物希望送付先住所

該当する項目を選択する。
※「それ以外の場合」を選択された方のみ⑯にて希望送付先の郵便番号・住所を入力してください。

⑯郵便物希望先住所の入力

※⑮で**それ以外の場合を選択した場合のみ**
ご希望のご住所を入力ください。

4. 申請者情報の確認(STEP1)

担当者について **必須** ⑰※個人事業主の場合のみ

- ☐ 本人申請
- ☐ 代理申請

担当者 氏名 **必須** ⑱

▼ フリガナ

※全角カタカナでご入力ください。

連絡先電話番号 **必須** ⑲

 - -

連絡先メールアドレス **必須** ⑳

▼ 確認用

⑰担当者について

※事業者区分が**個人事業主の場合のみ**

申請者ご本人の申請か代理の方の申請かをご選択ください。

⑱担当者氏名

氏名を入力する。

※担当者の氏名を漢字とカタカナそれぞれ入力してください。

⑲連絡先電話番号

半角数字で入力してください。

⑳連絡先メールアドレス

担当者の電話番号、メールアドレスを入力する。

※審査で不備があった場合など、事務局より連絡を行うことがあります。

日中ご都合のつく連絡先を入力してください。

4. 申請者情報の確認(STEP1)

振込先

振込先口座は、法人の場合は「申請者情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

金融機関名 **必須**

 選択してください ▼

例：リソな、みずほ、三菱UFJ

支店名 **必須**

 選択してください ▼

例：大宮、川越、武蔵浦和

金融機関コード **必須**

※半角数字で4文字で入力してください。

半角数字4文字で入力してください。

支店コード **必須**

※半角数字で3文字で入力してください。

半角数字3文字で入力してください。

口座種別 **必須**

- ☐ 普通
☐ 当座

口座番号 **必須**

※半角数字で7文字で入力してください。

※6桁の場合は一番左に「0」を追加してください。

半角数字7文字で入力してください。

口座名義（カタカナ） **必須**

※通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載されたものを正確にご入力ください。

※半角がが太文字で入力してください。例) リソな1234 → リソナ1234

※中黒（・）はドット（.）へ変換してください。例) リソナ・カンパニー → リソナカンパニー

※株式会社、有明会社などは略称に変換してください。例) リソナ2222株式会社 → リソナ2222 例) カブシキイシャイソナ → カイソナ

※会社名以外の入力は不要です。例) カブシキイシャイソナ_2222株式会社 → カイソナ

※口座名義のスペースは不要です。例) リソナ_1234567 → リソナ1234567

②振込先(口座情報)

案内に従い正確に入力する。

※振込先口座は、法人の場合は「申請者情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。

※**口座名義(カタカナ)**は通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載されたものを入力してください。

※法人の場合は法人格は省略して入力してください。

例: カブシキイシャ⇒カ)

5. 添付ファイル保存(STEP2)

■振込先口座書類を添付ください。

※対応拡張子: pdf、jpeg、jpg、png、zip

※各項目の「ファイルを選択」からアップロードをお願いします。

該当ファイルが複数ある場合は、ZIPファイルにまとめて添付してください。

添付書類

② 通帳の見開き または インターネットバンキングのスクリーンショット 必須

※対応拡張子: pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

通帳の表紙

※対応拡張子: pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

② 口座情報が分かる書類 の添付見開き (& 表紙)

- ・金融機関名/コード
- ・支店名/コード
- ・預金種別
- ・口座番号
- ・口座名義カナ

が分かる通帳見開きなど振込先の
口座情報書類を添付してください。

ネットバンキングの場合は該当箇
所が分かるスクリーンショットを添
付してください。

6. 対象製品仕入量入力(STEP3)

申請区分入力

石油等由来製品・石油等由来製品の代替品それぞれの登録件数 **必須**

23

石油等由来製品・石油等由来製品の代替品それぞれの登録件数を入力してください。
入力した件数に応じて、購入内容の入力欄が表示されます。
※購入実績がない場合は「0」を入力してください。

石油等由来製品 種
石油等由来製品の代替品 種

書類添付

補助金に係る対象製品仕入量等集計表 **必須**

24

※10種以上申請する場合

補助金に係る対象製品仕入量等集計表のフォーマットは[こちら](#)からダウンロードしてください。
※対応拡張子：xls、xlsx、zip

選択されていません

・補助金に係る対象製品仕入量等集計表を添付してください。

石油等由来製品【1】

補助対象製品の利用分野

作目（例：主穀、野菜） **必須**

25

----- 選択してください ----- ▼

品目（例：米、ねぎ） **必須**

用途（例：包装資材、生産資材） **必須**

☒ 生産資材

☐ 包装資材

☐ その他

②③石油等由来製品・石油等由来製品の代替品それぞれの登録件数

申請する製品の数をそれぞれ入力してください。
購入実績がない場合は「0」を入力してください。

②④補助金に係る対象製品仕入量等集計表の添付

※申請する製品の種類が10種以上の場合のみ
エクセルのフォーマットを「[こちら](#)」からダウンロードしていただき、「ファイルを選択」を押して添付してください。

②⑤補助対象製品の利用分野

経営している作目を選択し、品目は申請される種類の分、販売している品を記載してください。（米・ねぎなど）

用途は購入した石油由来製品および代替品の使用用途を選択してください。

6. 対象製品仕入量入力(STEP3)

令和8年2月時点の仕入実績【値上げ前】	
品名 必須	26
【b】単価（円）（税抜） 必須	
数量 必須	
※令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付できる場合にあっては、「-」を記入してください。	

令和8年3月以降の仕入実績【値上げ後】	
品名 必須	27
【a】単価（円）（税抜） 必須	
【c】数量 必須	

小計	
【d】仕入単価の差額（円）（税抜） 必須	
d (a - b)	円
【e】数量 × 交付単価（税抜） 必須	
e (d / 2)	円
【f】補助金申請額 必須	
f (c × e)	円

備考	
※令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付できる場合にあっては、「令和8年2月末時点の販売価格を添付」と記入してください。	
28 ※令和8年2月に補助対象製品を購入されていない場合のみ	

②⑥令和8年2月時点での製品情報(石油由来製品)
品名は**正式名称**で入力ください。
単価は**税抜き価格**となります。

※数量は令和8年2月中に購入している場合はその個数を記載し、**未購入の場合は「-」を入力**してください。

②⑦令和8年3月以降の製品情報(石油由来製品)
品名は②⑥と同じ品名を入力ください。
単価は**税抜き価格**となります。

数量は製品を購入した数を入力ください。

※補助金申請額は自動計算されます。

②⑧備考(石油由来製品)
※令和8年2月に補助対象製品を購入されていない場合のみ

※②③数量にて「-」を記載している場合は自動入力されます。
「1」以上を入力された場合は空白のままでもご申請いただけます。

6. 対象製品仕入量入力(STEP3)

申請内容入力（石油等由来製品の代替品）

石油等由来製品の代替品【1】

補助対象製品の利用分野

作目 **必須**

29

----- 選択してください ----- ▼

品目 **必須**

用途 **必須**

- ☐ 生産資材
☐ 包装資材
☐ その他

令和8年2月時点の代替前製品の仕入実績【値上げ前】

品名 **必須**

30

【b】単価（円）（税抜） **必須**

数量 **必須**

※令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付できる場合にあっては、「-」を記入してください。

令和8年3月以降の仕入実績【値上げ後】

品名 **必須**

31

【a】単価（円）（税抜） **必須**

【c】数量 **必須**

小計

【d】仕入単価の差額（円）（税抜） **必須**

d (a - b)

円

【e】数量 × 交付単価（税抜） **必須**

e (d / 2)

円

【f】補助金申請額 **必須**

f (c × e)

円

備考

※令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合であって、令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付できる場合にあっては、「令和8年2月末時点の販売価格を添付」と記入してください。

32 令和8年2月に補助対象製品を購入されていない場合のみ

②9補助対象製品の利用分野

経営している作目を選択し、
品目は販売している品を記載してください。
※米・ねぎなど

用途は購入した石油由来製品および代替品の
使用用途を選択してください。

③0令和8年2月時点での製品情報 （石油由来製品の代替前品）

品名は**正式名称**で入力ください。
単価は**税抜き価格**となります。

※数量は令和8年2月中に購入している場合は
その個数を記載し、**未購入の場合は「-」を
入力**してください。

③1令和8年3月以降の製品情報 （石油由来製品の代替品）

品名は②9の代替品名を入力ください。
単価は**税抜き価格**になります。

数量は製品を購入した数を入力ください。

※補助金申請額は自動計算されます。

③2備考（石油由来製品の代替前品）

※令和8年2月に補助対象製品を購入されて
いない場合

②9数量にて「-」を記載している場合は自動入
力されます。

6. 対象製品仕入量入力(STEP3)

申請内容入力（補助金合計）

石油等由来製品 小計

円 ③③

石油等由来製品の代替品 小計

円 ③④

市町村等支援金

市町村による支援額（控除額）（円） ③⑤

市町村による支援金の名称等

補助金申請額合計

※補助金の上限額は50万円です。また、補助金申請額の合計が10万円未満の場合は、交付対象となりません。

円 ③⑥

③③石油由来製品補助金申請額小計

※自動計算されます。

※千円未満切り捨て、50万円以上の場合は50万円に修正されます

申請額の合計が10万円未満の場合
交付対象外となります。

③④石油等由来製品の代替品補助金申請額小計

※自動計算されます。

※千円未満切り捨て、50万円以上の場合は50万円に修正されます

申請額の合計が10万円未満の場合
交付対象外となります。

③⑤市町村による支援金

市町村による支援金を受けている場合は金額と支援金の名称をご入力ください。

③⑥補助金申請額合計

※自動計算されます。

※千円未満切り捨て、50万円以上の場合は50万円に修正されます

申請額の合計が10万円未満の場合
交付対象外となります。

補助金申請額の合計が50万円を超える場合であっても、上限額である50万円が申請額となります。

6. 対象製品仕入量入力(STEP3)

書類添付

石油由来製品の仕入実績がわかるもの（2月末時点） **必須**

37

（例）購入したことがわかる領収書など

令和8年2月末時点の価格及び仕入量が証明できる書類

※令和8年2月末時点で同一の製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合は令和8年2月末時点の販売価格を示せる資料を添付し。

※対応拡張子：pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

石油由来製品の仕入実績がわかるもの（3月以降） **必須**

（例）購入したことがわかる領収書など

令和8年3月以降の仕入額が分かる書類

※単価が明示されているものに限りです。

※対応拡張子：pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

石油等代替品製品の仕入実績がわかるもの（2月末時点） **必須**

（例）購入したことがわかる領収書など

令和8年2月末時点の代替品製品の価格及び仕入量が証明できる書類

※令和8年2月末時点で代替品製品を仕入れておらず仕入実績を示せない場合は令和8年2月末時点の代替品製品の販売価格を示せる資料を添付してください。

※対応拡張子：pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

石油等代替品製品の仕入実績がわかるもの（3月以降） **必須**

（例）購入したことがわかる領収書など

令和8年3月以降の仕入額が分かる書類

※単価が明示されているものに限りです。

※対応拡張子：pdf、jpeg、jpg、png、zip

ファイルを選択 選択されていません

③7 必要書類の添付

本画面にある書類はいずれも「**領収書**」等支払されていることが確認できる書類を添付してください。

申請が石油由来製品のみもしくは石油代替品製品の場合には該当する書類の添付をお願いいたします。

7. 誓約事項確認(STEP4)

■誓約される場合は、各誓約事項にチェックを付けてください。
すべての必須項目にチェックを付けないと申請出来ません。

誓約事項の確認

誓約事項の内容をご確認のうえ、誓約・同意いただける場合は、チェックを入れてください。
すべての項目に誓約・同意いただかないと、申請することはできません。

③⑧

申請に関する確認事項

申請額・請求額の対象となる製品については、本補助金以外の一切の補助金等を県から受給していません。

☐ はい

③⑨

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助金の交付対象期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

誓約（１） 必須

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

☐ 該当しません

誓約（２） 必須

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

☐ 該当しません

誓約（３） 必須

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

☐ 該当しません

誓約（４） 必須

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

☐ 該当しません

誓約（５） 必須

補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知らず、当該委託契約等を締結したと認められるとき。

☐ 該当しません

誓約（６） 必須

補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

☐ 該当しません

③⑧申請に関する確認事項
補助金を重複受領(申請している製品が他の補助金で賄われているか)にならないかの確認事項です。

※チェックが付いていない場合は、申請できません。

③⑨暴力団排除に関する誓約事項

内容を確認いただき、該当しない場合チェックを付けてください。

※すべての項目にチェックが付いていない場合は、申請できません。

7. 誓約事項確認(STEP4)

40

申請に関する誓約

私は、埼玉県中東部農産物加工・流通高付加価値緊急支援事業（農林水産業者）の申請をするに当たり、下記の内容について誓約し、同意します。

誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。

誓約（1） 必須

申請要件の全てを満たしています。また、申請及び提出の内容に虚偽や不正はありません。

☐ 同意します

誓約（2） 必須

補助金の申請に当たり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。

☐ 同意します

誓約（3） 必須

関係書類の提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。

☐ 同意します

誓約（4） 必須

申請日時点で倒産・廃業しておらず、申請後も事業継続の意思があります。

☐ 同意します

誓約（5） 必須

申請日以降、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告します。

☐ 同意します

誓約（6） 必須

本補助金の申請及び交付に関する情報が、本事業の適切な執行を正当な理由として、埼玉県警察その他の行政機関等に共有される場合があることに同意します。

☐ 同意します

誓約（7） 必須

提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳などを5年間保存します。

☐ 同意します

誓約（8） 必須

この誓約に反していることが判明した場合は、補助金申請の取下げ、補助金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害については、私が一切の責任に応じるものとします。

☐ 同意します

④0申請に関する誓約事項

誓約内容を確認の上、すべてチェックをつけてください。

※すべての項目にチェックが付いていない場合は、申請できません。

7. 誓約事項確認(STEP4)

誓約(7) 必須

提出書類、その裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳などを5年間保存します。

☒ 同意します

誓約(8) 必須

この誓約に反していることが判明した場合は、補助金申請の取下げ、補助金の返還等に応じます。
また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

☒ 同意します

◀ 戻る

④①

申請する ▶

④①申請を完了する

すべての項目にチェックがされているか確認し、「申請する」ボタンを押す。

④②申請完了メール

申請時にご登録いただきましたメールアドレス宛に事務局より申請完了メールが届きます。

申請をしてから1時間以上経っても申請完了メールが来ない場合は申請出来ていない場合がございますのでマイページに入りなおしてご確認ください。

④② 埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者） 申請完了通知



埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業事務局 saitama-shiirekakakuko...@jimukyoku-public.jp n01.smp.ne.jp 経由

事業者様ごと固有URLが送付されます。

埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）を受け付けました。

申請内容はマイページからご確認ください。

<https://area26.smp.ne.jp/area/p/tcr7lckdq6mhpir7/jbiq1J/login.html>

事務局にて申請内容を審査いたします。

手続きにしばらくお時間を要する場合がございますので予めご了承ください。

※申請内容に不備がある場合は、申請内容を修正のうえ再度申請をお願いすることがあります。

※本メールは送信専用メールですので、返信はできません。

※本メールに心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性がありますので、事務局まで連絡してください。

<問合せ先>

埼玉県中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業（農林水産）コールセンター

【問い合わせ電話番号】050-1746-2634

【受付時間】9:00～17:00（土日祝を除く）

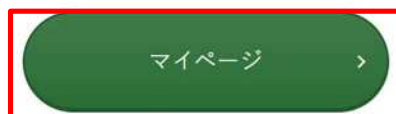
8. 申請完了(STEP5)

STEP1 申請者情報の確認	STEP2 添付ファイル保存	STEP3 対象製品仕入量入力	STEP4 誓約事項確認	STEP5 申請完了
-------------------	-------------------	--------------------	-----------------	---------------

申請完了

申請を受け付けました
申請内容はマイページから確認してください。

④③



④③申請内容の確認

申請受付完了画面にある「マイページ」のボタンもしくは特設サイトからマイページログインをする。

④④申請内容・状況を確認する

こちらから申請した内容と状況を確認できます。
修正のご希望やご不明点がございましたら事務局にお電話ください。

申請を行う

埼玉県中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）への申請を希望される方は、

「申請をはじめる」ボタンから申請手続きにお進みください。

申請は、各期につき1回までです。

申請後は、「申請内容・状況を確認する」ボタンから、申請内容および申請状況をご確認いただけます。

《 第 1 期 》
令和8年9月30日（水）～令和8年11月13日（金）

申請済み

④④ 申請内容・状況を確認する >

《 第 2 期 》
令和8年12月7日（月）～令和9年1月15日（金）

申請をはじめる

申請内容・状況を確認する